

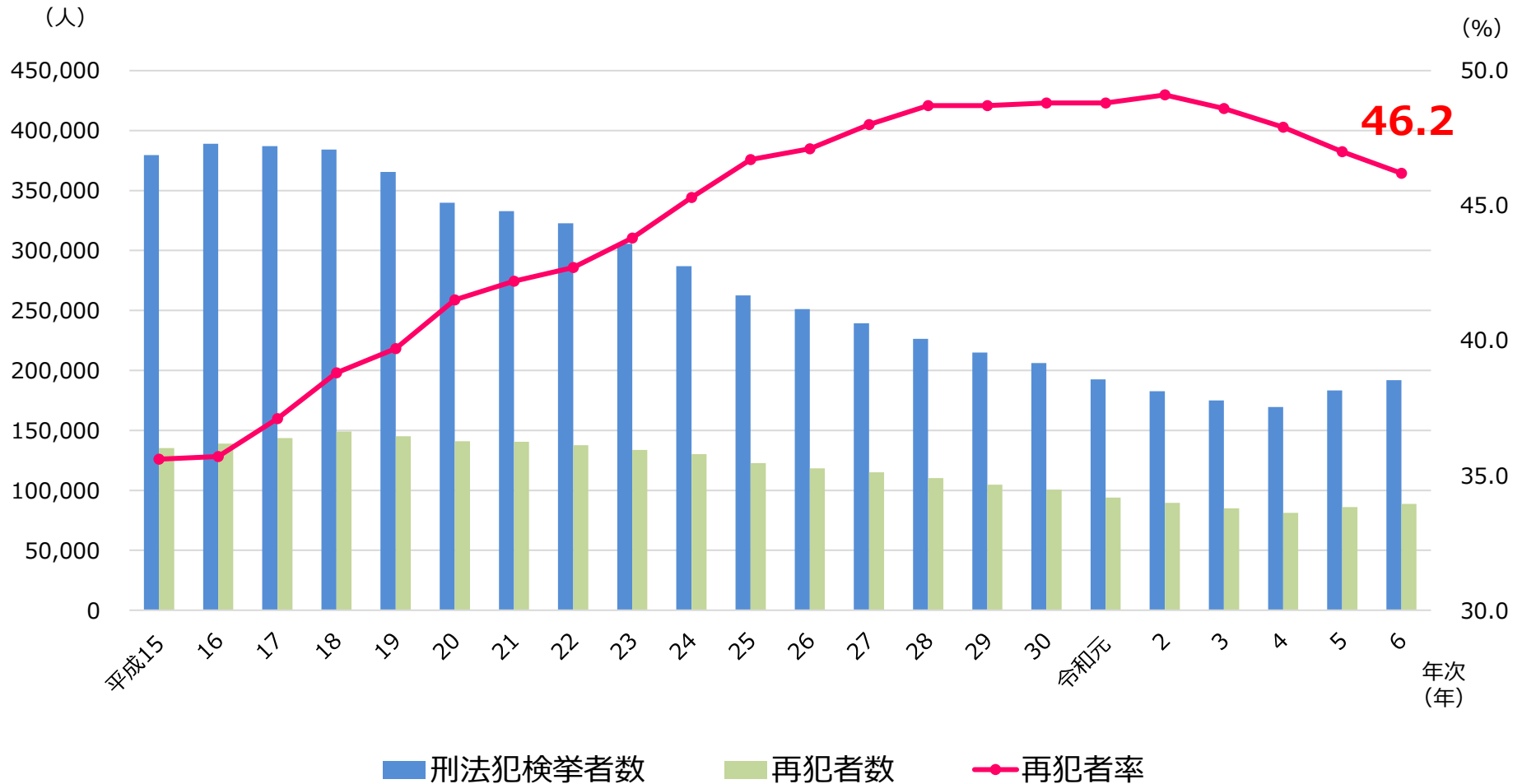
資料2-1

法務省 配布資料 (概要版)

再犯防止をめぐる近年の動向

(成果指標)

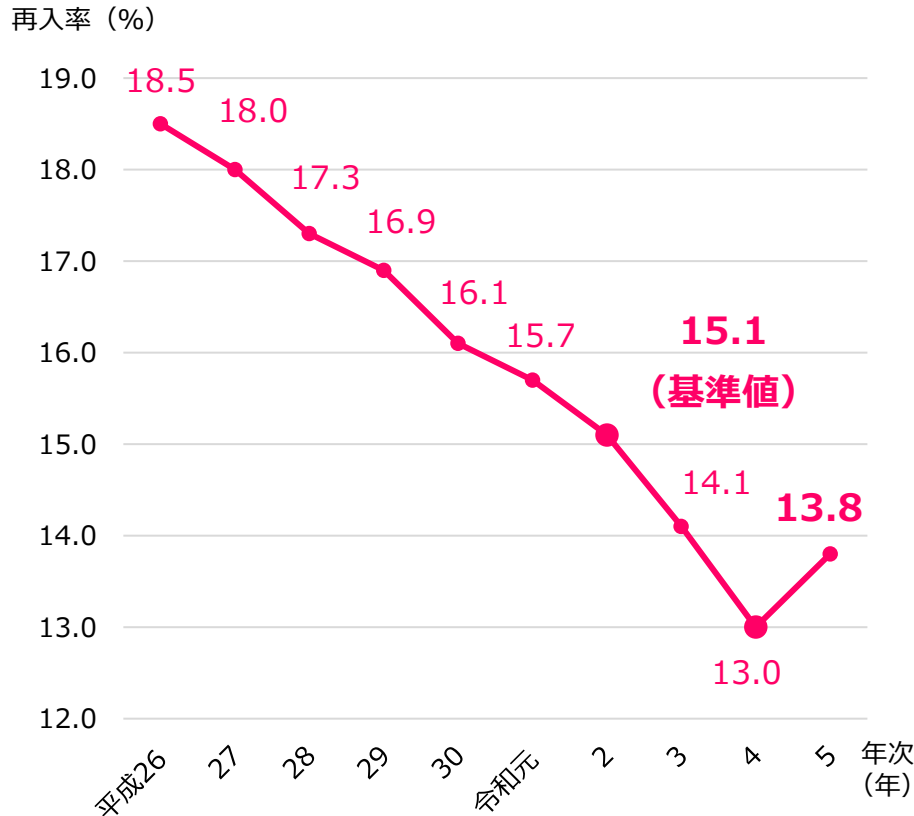
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号 1】



再犯防止をめぐる近年の動向

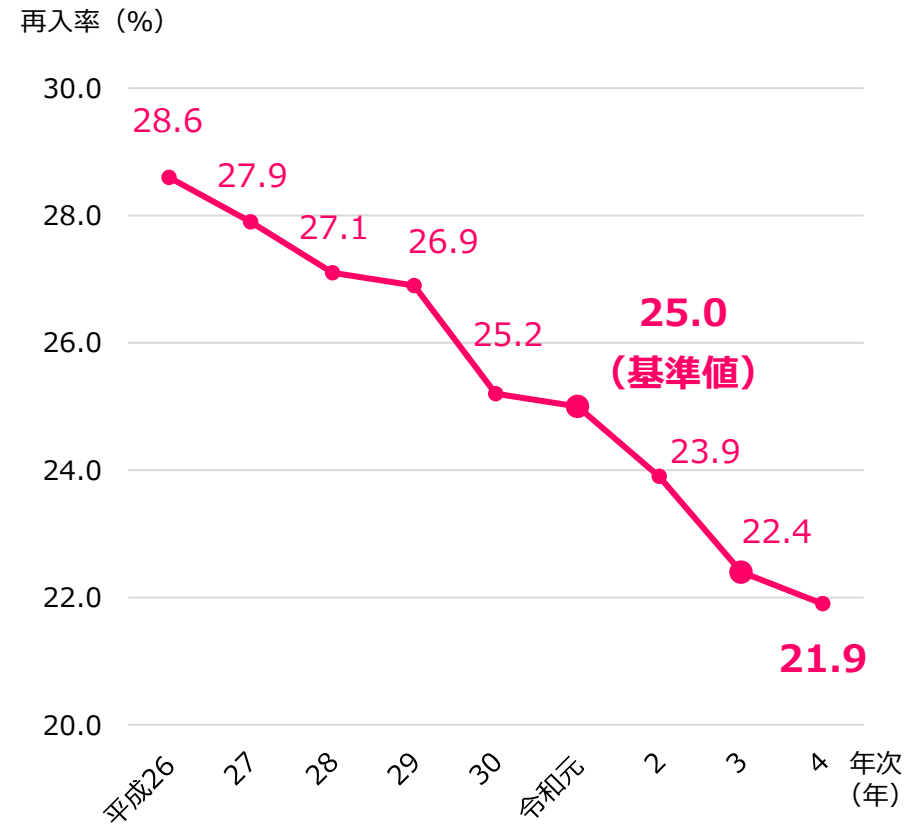
(成果指標)

出所受刑者の2年以内再入率【指標番号3】



(成果指標)

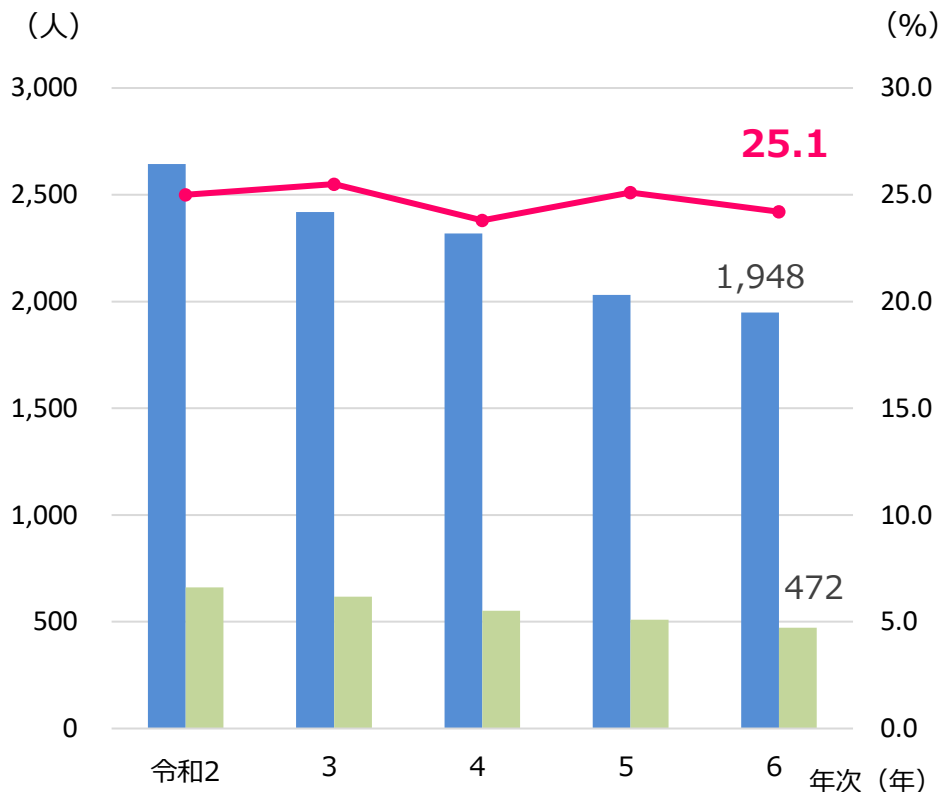
出所受刑者の3年以内再入率【指標番号5】



再犯防止をめぐる近年の動向

(成果指標)

保護観察付（全部）執行猶予者の再処分者数 及び再処分率【指標番号 7】



■ 保護観察付（全部）執行猶予による保護観察の終了者数

■ 上記のうち再処分により保護観察が終了した者の数

● 再処分率

(参考指標)

地方再犯防止推進計画策定数【指標番号 2 2】

年次	都道府県	指定都市	その他市町村 (特別区含む)
令和2	31/47	6/20	32/1,727
3	42/47	16/20	130/1,727
4	47/47	18/20	306/1,727
5	47/47	19/20	506/1,727
6	47/47	20/20	748/1,727
7	47/47	20/20	948/1,727

令和7年度における法務省の取組状況（概要）

地域再犯防止推進事業【施策番号78関連】

- 令和7年度は、全都道府県で「地域再犯防止推進事業」を実施

全部執行猶予判決が想定される事案における保護観察の積極活用【対応する施策番号なし】

- 令和7年6月1日に「刑法等の一部を改正する法律」が施行されたことにより、初度の保護観察付執行猶予中の再犯について、再び執行猶予を付すことが可能に
- 令和8年1月から、検察庁では、
 - ① 全部執行猶予が想定される事案において、再犯のおそれが認められ、保護観察に付することによって、被告人の改善更生及び再犯防止が期待できると考えられる場合、検察官から裁判所に対し、論告において保護観察に付すべきことを積極的に主張することを検討
 - ② 保護観察所とも連携し、保護観察の適合性や特別遵守事項等に関する意見を聴取

拘禁刑の導入【施策番号4・27・62ほか関連】

- 令和7年6月1日から「拘禁刑」が導入
- 個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇を実施することで、より効果的な改善更生を図る
- 24種類の「矯正処遇課程」に基づき、受刑者のグループ分けを実施し、個々の特性等に応じて必要な作業や指導、社会復帰支援を実施

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64関連】

- 令和6年10月に取りまとめられた「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」の報告書に掲げられた各施策を着実に実施
- 令和7年12月、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案」が成立・公布され、保護司の適任者確保、活動環境の改善、安全確保等のための規定が盛り込まれる